

## 仙台市安全安心街づくり推進会議 令和2年度第1回会議 議事録

- 開催日時** 令和2年8月4日(火) 10:30～12:00
- 開催場所** 仙台市役所上杉分庁舎12階 教育局第一会議室  
(仙台市青葉区上杉一丁目5番12号)
- 出席委員** 相澤雅子委員、安住浩一委員、板倉恵子委員、伊藤宏明委員、金田情華委員、  
金政信委員、佐々木好志委員、佐々木廣美委員、佐藤重子委員、渋谷セツコ委員、  
田中智仁委員、土屋忠洋委員、松田洋二委員、紋谷洋三委員〔14名〕
- 欠席委員** 原美香委員〔1名〕
- 事務局** 佐藤伸治市民局長、加藤俊明生活安全安心部参事、大村仁市民生活課長、四戸克  
洋市民生活課主幹、佐々木朝一郎市民生活課主幹兼市民生活係長、上野謙悟市民  
生活係主任、石川和浩市民生活係主任、阿部智彦市民生活係主任、内海明消費生  
活センター所長、山家智教育相談課主幹
- 議 事**
- 1 開会
  - 2 議事
    - (1) 令和元年度仙台市安全安心街づくり事業実施状況とこれまでの総括について
    - (2) 仙台市空家等対策計画の取り組み状況について
    - (3) 安全安心街づくりに関する市民意向調査結果について
    - (4) 計画改定スケジュールについて
    - (5) 次期基本計画策定に関する意見交換
  - 3 その他
  - 4 閉会
- 配付資料**
- 資料1-1 「仙台市安全安心街づくり基本計画」における令和元年度の取り組み実績
- 資料1-2 仙台市安全安心街づくり基本計画(第3期)における平成28年度から令和元年度までの取り組み総括と課題等
- 資料2-1 空家等対策の実施体制について
- 資料2-2 空家等対策計画に基づく取り組み状況について
- 資料2-3 空家等への対応状況及び成果目標に対する改善の実績について
- 資料3-1 安全安心街づくりに関する市民意向調査の結果について
- 資料3-2 安全安心街づくりに関する市民意向調査報告書
- 資料4 次期安全安心街づくり基本計画策定スケジュールについて
- 参考資料1 仙台市内の犯罪に関する最新情勢について
- 参考資料2 刑法犯政令市比較一覧

## 1 開会

### ○市民生活課主幹兼市民生活係長

ただいまから令和2年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

初めに、会議の成立についてでございます。

本会議に15名に委員さんがいらっしゃいますが、今日は原委員が欠席となっております、そのほか皆さん出席されておりますので、15名中14名の委員さんが出席されております。よって、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定により、本日の会議は成立している旨をご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をいたします。

委員の皆様は事前にお送りした資料につきましては、本日お持ちいただいておりますでしょうか。お送りした資料の確認をいたしますと、本日の会議次第、基本計画実績関係の資料1-1、1-2、空家対策計画関係の資料2-1から資料2-3、基本計画の市民意向調査関係の資料3-1、3-2、そしてスケジュールの資料4、そのほか参考資料1、参考資料2という資料内容になっております。足りない方とか、いらっしゃいませんか。

皆様のお手元には、本日の席次表、最新の委員名簿、2点を配付しておりますので、あわせてご確認いただければと思います。

それでは、会議の開催に当たりまして、仙台市市民局長、佐藤伸治よりご挨拶を申し上げます。

### ○市民局長

市民局長を務めております佐藤伸治と申します。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、皆様、ご多用のところ、令和2年度1回目の安全安心街づくり推進会議にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から安全で安心な街づくりをはじめ、本市の各般の施策、事業に多大なるご理解とご協力をちょうだいいたしております。重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

私、市民局長を拝命する前は3年ほど太白区長を務めておりまして、安全安心をはじめ、こういった事業の展開というのは地域の中で行われておりまして、各委員の皆様におかれましては本当に各地域でお世話になっているだろうと思います。重ねて重ねて御礼を申し上げたいと思います。

まず、今日は仙台は久々の真夏日ということでもありますので、私は後で上着を取りたいと思いますけれども、どうぞ上着をおつけになっている皆さんは楽な格好になっていただいて、ご審議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

さて、本市では平成28年3月に改定いたしました仙台市安全安心街づくり基本計画に基づきまして、市民の皆様が安全で安心して暮らせる街の実現を目指して地域の防犯力を高めるための人づくりや環境整備、あるいは関係機関、団体とのネットワークづくりなどに取り組んでまいりました。また、昨年4月には仙台市客引き行為等の禁止に関する条例が完全施行されまして、街頭指導の実施をはじめとして市民の皆様への体感治安の改善につながる取り組みも進めて

まいったところでございます。

こうした中で、犯罪の発生状況を見ますと、市内の刑法犯認知件数は平成13年をピークとして18年連続して減少ということで、まことに喜ばしい傾向にございますが、一方では高齢者が被害者となる特殊詐欺の被害、女性、子どもに対する声かけ事案等、これは依然として発生をしております、まだまだ楽観を許さない状況が続いております。

本市といたしましては、各地の防犯団体や警察をはじめとする関係機関の皆様との連携をなお一層強めながら、犯罪や迷惑行為の抑止対策に積極的に取り組みまして、市民の皆様が安心して暮らせる街づくりを引き続き推進してまいりたいと考えております。

こうした私どもの取り組みの基礎となっております現行基本計画でございますが、明年3月をもって計画期間5年を満了することとなっております。今年度はその更新、改定作業を進めることといたしております、委員の皆様にはこれについてそれぞれのお立場からさまざまなご審議をちょうだいいたしたいと考えております。

本日の会議は、まず現行計画に基づく取り組みの実績や課題、先日実施いたしました市民意向調査の結果などにつきましてご説明を申し上げたいと考えております。皆様にはぜひとも忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、開会に当たりまして一言ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○市民生活課主幹兼市民生活係長

ここで、所属団体の人事異動などに伴いまして、新たに本会議の委員として就任されました方々をご紹介します。

名掛丁商店街振興組合理事長の安住浩一委員でございます。（「安住でございます。よろしくお願いたします」の声あり）

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策官の土屋忠洋委員でございます。（「土屋です。どうぞよろしくお願いたします」の声あり）

東北総合通信局電気通信事業課課長の松田洋二委員でございます。（「松田です。どうぞよろしくお願いたします」の声あり）

仙台市教育委員会仙台市立茂庭台中学校校長、紋谷洋三委員でございます。（「紋谷です。よろしくお願いたします」の声あり）

なお、仙台市側の出席者につきましては、お手元の座席表をご覧くださいと思います。

加えまして、今日、株式会社サーベイリサーチセンターの担当の方に来ていただきました。会議の資料等の作成の補助をしていただくということで同席しております。ご紹介いたします。

それでは、ここからの進行につきましては、規則第4条の規定によりまして、金会長にお願いしたいと存じます。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様が発言される際、お手元のマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは、金会長、よろしくお願いいたします。

## 2 議事

### ○金会長

それでは、これから会長であります私がこの会議の議長を務めさせていただきます。

まず最初に、会議の公開・非公開ですが、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

－異議なし－

### ○金会長

続きまして会議録についてですが、これまでの会議のとおり、会議録署名委員を指定し、事務局で作成したものを私と署名委員で確認を行い、会議録としたいと考えています。

前は金田委員にお願いしましたので、委員名簿の掲載順により、今回は佐々木好志委員にお願いしたいと思います。佐々木委員、よろしいでしょうか。

－佐々木好志委員了承－

### (1) 令和元年度仙台市安全安心街づくり事業実施状況とこれまでの総括について

### ○金会長

それでは、議事に入ります。

まず、(1) 令和元年度仙台市安全安心街づくり事業実施状況とこれまでの総括につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

### ○市民生活課長

市民生活課長の太田と申します。本日はよろしくお願ひしたいと思います。

資料のご説明は、大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

それでは、まずお手元の資料につきまして、資料1-1、1-2、それから関連する内容でございますので、最後の参考資料1と2をご説明させていただきたいと思ひます。

まず、資料1-1をご覧ください。こちらが「仙台市安全安心街づくり基本計画」における令和元年度の取り組み実績をまとめたものでございます。

資料の構成につきましてご説明を申し上げます。基本計画で定める3つの基本目標、これは1ページであれば一番上のところに〔基本目標1〕防犯力を高める人づくりと、このように記載しておりますが、こういった目標が3つございまして、この目標に基づいて基本的な施策を定め、基本的な施策につきまして項目のほうは次の左側の欄のほうにございます。これは複数定められておまして、その後に真ん中ら辺に主な取り組み項目ということでそれぞれの具体的な中身、そして、一番右端に事業の実績などを記載しているところでございます。

今回はこの主な取り組みにつきまして、令和元年度の事業実績をご報告申し上げます。時間

の都合もございますので、全体ではなく、主な重点とされている項目を中心としてご説明を申し上げます。

それでは、3ページ目をご覧いただきたいと思います。基本的施策にございます3〔重点〕特殊詐欺の被害防止のための取り組みということでございますが、主な取り組みの①でございます。①については、市のホームページや各種の広報誌等におきまして最新の手口についての啓発というものをやっているところでございます。右端にございますとおり、仙台市防犯協会連合会の機関誌として「NEW防犯せんだい」を年2回、令和元年度は4万1,600部を作成させていただきました。そのほか、昨年度は仙台市のごみ収集車に「架空請求詐欺防止」のマグネットの掲出を約1か月半、夏場に行ったところでございます。

続きまして、次の4ページをお開きいただければと思います。取り組み項目の(2)特殊詐欺に遭わないための防犯学習機会の提供といたしまして、右端にございますとおり、町内会、老人クラブ、障害者福祉サービス事業所などにおける防犯講座というものを直接こちらから防犯出前講座でお訪ねをいたしまして、お話しする機会を60回、2,404人の方に対して講座の開催という形で実施をさせていただきました。また、消費生活センターにおきましては、出前講座「くらしのセミナー」というものを37回開催いたしまして、計1,102人の方にご参加をいただいたところでございます。また、このほかに、各地域包括支援センターにおいて高齢者対象の防犯講座等を実施したところでございます。

続きまして、4の〔重点〕子どもとその家庭の防犯力の強化・育成でございます。

(1)の子どもの安全対策としまして、①通学路や日常の遊び場等、どのような場所で犯罪が起こりやすいのかを子どもに理解してもらうために、そして犯罪から身を守る力を伸ばすことを目的として、地域安全マップ作製マニュアル、マップづくりの支援を行っているところでございます。令和元年度は、このマニュアルを市内の小中学校等に計1,500部配布をしたところでございます。

それから、少し下がります、⑤小中学校と特別支援学校の児童生徒を対象に、防犯ブザーの購入費の補助をいたしているところでございます。令和元年度は120校中76校の皆様にご申請をいただきまして、昨年度に比べて500個ほど多い5,487個の購入に対して補助をさせていただいたところでございます。

また、⑥でございますが、適切に被害の防止が図られるよう、各小学校から学区内で発生した不審者情報等につきまして、発生の都度、学区内への一斉メール配信を行ったところでございます。また、この情報をもとにしまして、学区内の児童館や保育所から保護者等に対して、必要に応じて注意喚起等の連絡を行ったところでございます。

続きまして、10ページをお開きいただければと思います。同じ4の重点項目でございますが、地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進でございます。

(1)地域連携による防犯施策の推進につきましては、各区に安全安心街づくり推進協議会を置きまして、区民や各種事業者、関係機関等が連携して環境美化活動やパトロール等の実施により安全安心な街づくりに取り組んだところでございます。

また、②でございますが、各区におきましては、区ごとに安全安心街づくり活動推進モデル地区を指定しまして、地域の特性に応じた課題の地域内での情報共有ですとか、それに応じた

取り組みの推進など、先導的かつ模範的な取り組みを推進したところでございます。

続きまして、11ページにお進みください。11ページの上から2段落目、④でございますが、毎年秋に全国的に実施されております全国地域安全運動に合わせまして仙台市大会を開催するとともに、各地域におきましても各地域の安全運動出動式やイベントを開催いたしまして、防犯思想の普及啓発を行いました。

次に、取り組み項目(2) 繁華街・歓楽街の対策でございます。③の中心部商店街・繁華街等の客引きの増加に伴う対策としましては、ご承知のとおり、平成31年4月から全面施行された仙台市客引き行為等の禁止に関する条例に基づきまして、各般の取り組みを行っているところでございます。

市内中心部商店街・繁華街等の客引き対策に関しましては、地域関係者、警察等との客引き対策に関する協働の取り組みといたしまして、この部分、ちょっと一部資料を修正させていただきます。中ポーチ一番上の「条例策定に向けた」ではなく、「条例策定後の対応として」に修正させていただきます。申し訳ございません。条例策定後の対応といたしまして、地域関係者、宮城県警との意見交換会の実施、中心部アーケード内での客引き行為に対する警告放送やトランスボックスへの広告の貼り出し、商店街共通のポスター掲示の取り組みの支援、また市内大学の学生指導担当と客引き行為含め安全安心に関する意見交換会を実施いたしました。本来であれば、今年度4月に各学校などの入学式において、アルバイトとして客引きを行わないようにということで学生さんに対してそういった啓発を行う予定でございましたが、新型コロナウイルスの関係で、入学式自体が取りやめになったということでございまして、県警さんのほうからも文書等で啓発をしてほしいということを要望されておりますので、その準備を今進めているところでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。大きな1番の基本的施策の迷惑行為等撲滅への取り組みといたしまして、(1) 自転車の迷惑走行対策といたしまして、仙台市では仙台市自転車の安全利用に関する条例を制定いたしまして、4月1日から完全施行となっているところでございます。広報物の作成・配布や街頭啓発の実施、説明会の開催等を行ったところでございまして、損害保険会社等11法人と自転車の安全利用の促進に関する協定を締結してございまして、条例自体の周知、あわせて自転車保険への加入、こういったところの情報提供を行ったところでございます。

続きまして、17ページにお進みいただければと思います。17ページの上段にございますが、子どもの安全に配慮した環境の整備といたしまして、④の不審者情報を多く寄せられている小学校や中心部の小学校に対する防犯カメラの設置を行ったところでございます。この事業は平成27年度より実施してございまして、令和元年度は市内小学校5校、これまでの累計で20校に設置をしたところでございます。

また、通学路の安全確認につきましては、通学路の安全確保に関する取組方針に基づきまして、関係機関と合同点検を実施するとともに、仙台市通学路安全推進会議におきまして、過年度の合同点検により抽出した危険箇所への対応状況や対策の必要性について協議を行ったところでございます。

今申し上げたのは主に交通安全の観点での点検ということでございまして、一昨年度からは

これに加えて、新潟での事件を受けまして、防犯の観点による通学路の緊急合同点検を別途実施しているところでございます。

また、学校の実態や行事等の計画に応じまして、学校ごとに、教員、学校防犯巡視員「仙台まもらいだー」、学校ボランティア防犯巡視員が通学路の見守りや安全点検を行ったところでございます。なお、不審者情報や交通事故等の事案発生の際には、臨時に登下校の安全確保を行ったところでございます。

以上が令和元年度の主な取り組みの状況でございます。

続きまして、資料1-2をご覧くださいいただけます。

資料1-2は、安全安心街づくり基本計画（第3期）における平成28年度から令和元年度までの取り組み総括と課題等をまとめたものでございます。

資料にございますとおり、本計画は平成28年度から令和2年度までの5か年の計画となっております。基本理念といたしましては、市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現ということで、冒頭ご説明もいたしましたが、基本目標としまして、1、防犯力を高める人づくり、2、地域で支え合う防犯力の高い街づくり、3、犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくりの3つを基本目標としております。

また、この計画の成果目標といたしまして、特殊詐欺の発生件数の減少、そして子どもを対象とした声かけ事案等の発生件数の減少を掲げております。

各基本計画の詳細につきましては、箱囲みにございますとおりでございます。

まず、基本目標1につきましてでございますが、1ページめくっていただいて2ページをご覧くださいいただけます。

平成28年度から令和元年度までの取り組みの総括といたしましては、広く市民を対象とするものだけでなく、子どもや高齢者など年齢層等に応じた防犯力の向上として、市として各般の事業を通じて取り組んでまいりました。実施をする中では、市だけではなくて、警察署、それから防犯協会連合会などとも連携をいたしまして、さまざまな媒体を使っての啓発、あるいは地域コミュニティの住人や生徒に対して、集会所や学校、イベントなどでの講座、研修などを行ったところでございます。

特に、特殊詐欺の被害防止、子どもとその家族に対する防犯力強化・育成を重点的に取り組んだところでございまして、特殊詐欺対策としては市のホームページだけでなく、防犯協会連合会の先ほど申し上げた広報物などを使いまして、町内会や老人クラブ、障害者福祉サービス事業所等と防犯講座を実施したところでございます。

また、お子様とそのご家族に対する防犯力強化・育成については、主に学校さんを中心といたしまして、教職員、生徒、保護者に対する啓発活動や研修に取り組んでまいりました。

課題等といたしましては、冒頭の局長のご挨拶にもありましたが、刑法犯認知件数自体は減少傾向にあるということですが、依然としてこの件数の大半を占める空き巣などの窃盗、これについてはまだ引き続き割合として多いという部分と、特に高齢者などを狙った特殊詐欺、これはさまざま、手をかえ品をかえ行われているということで、この件数については平成27年度の計画策定時の状況から比べても依然多い状況になっているというところでございます。

また、近年は、子ども、高齢者、女性などを対象としたトラブルや犯罪が散見されておま

して、幸いにして仙台ではこういった方たちを対象とした凶悪な事件というのはございませんが、全国レベルではこういった事件が発生している状況でございます。

特殊詐欺の防止については、手口がさまざま新たに生み出されていることがございますので、これをいかにさまざまな形で情報提供していくか、取り組みを強化していくかというところ、それから広く市民に対する防犯力向上はもとより、年齢層、あるいは女性・男性、そういった属性に応じた対策、規範意識の向上といったものも引き続き実施していく必要があると考えております。

次に、3ページでございます。3ページは、地域で支え合う防犯力の高い街づくりに関しての取り組みの総括でございます。この4か年の総括といたしましては、地域では防犯協会さん、それから学校ボランティア防犯指導員などによって自主的に防犯活動が実施されておまして、市でもその支援ですとか研修会などを通して資質の向上などにも努めてまいりました。特に子どもの見守り活動については、仙台まもらいだーによる巡回をはじめとする地域ぐるみの取り組み、これが現在はコロナ禍ではございますけれども、こういった中でもこういった見守り活動というのは継続して実施をしておりますので、子どもの安全確保を引き続いて図ったところでございます。

それから、客引き行為に関係してでございますが、これにつきましては、国分町地区安全安心街づくり推進協議会が客引き対策部会、あるいは中心部商店街活性化協議会が安全・安心特別部会を設けておまして、警察、地域事業者、市が連携して取り組みを進めているところでございます。

また、犯罪被害者の方に対しては、県とともに、みやぎ被害者支援センターへの支援を通じて、被害者の相談、直接支援等を実施したところでございます。

課題といたしましては、地域の防犯協会においては、参加をしていただく人数の確保といったところが課題であるといった意見が寄せられております。ただ、一方で、後ほどご説明をいたしますが、市民意向調査の中では、この防犯協会のやっていらっしゃる活動、あるいは協会自体の認知度が低い割合が見られるということですか、一方で地域の防犯活動に参加をしてみたいといった市民の方も一定数見受けられるという状況があります。このような状況を踏まえまして、少子高齢化の進展の中で、こういった地域で防犯を中心的に動いていらっしゃる防犯協会の持続的な活動の手法についても検討が必要であろうと考えております。

また、条例に基づく区の安全安心街づくり活動推進モデル地区についての取り組みも先導的かつ模範的な事例の活動を十分活用していないというところがございまして、これの横展開などについても検討していく必要があると考えております。

それから、客引き対策については、居酒屋、カラオケ以外のいわゆる風俗店の客引きなどへの対策や遅い時間帯での対応といったところも課題であるといったご意見をいただいております。今後とも警察、事業者と密接な連携をして対策を強化する必要があると考えているところでございます。

おめくりいただいて、4の犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくりの総括でございます。こちらにつきましては、犯罪というよりもいわゆる迷惑行為の抑止策ということで、非常に広い分野での運用がこの基本目標3に含まれております。違反広告ですとか落書き、ごみのポイ

捨て、歩きたばこやスマホ、放置自転車等の各般の分野について、引き続き取り組みを進めていくとともに、特に自転車につきましては条例が制定されておりますので、安全安心な自転車利用環境への取り組みを一層推進したところでございます。

また、管理不全の空家につきましては、区役所と連携をして空家の所有者に対する助言・指導を実施しているほか、危険な物件については、平成30年度ですが、代執行を実施したところでございます。現在も総合相談会の実施など、あるいは関係機関の会議等を通じまして管理不全の空家の発生抑制、そういった形にならないように所有者の方等に働きかけを行っていく、そういった状況で行ってまいりました。

また、子どもに対する安全に配慮した環境整備としては、学校や児童館の防犯警報設備の維持管理ですとか、試験的な防犯カメラの設置、通学路の安全確保などを進めたところでございます。

また、身近な生活環境である道路、公園、こういったところについて、照明の設置やLED化、樹木の剪定や防犯カメラの設置支援を行ったところでございます。

課題といたしましては、地域住民や学校、行政との連携したルールやマナーを守る意識の啓発、これがなかなか難しいところでございまして、そのほかにも自転車を安全に利用するための取り組み、軽微な迷惑行為、歩きたばこやスマホ、こういったものの持続的な取り組みというのは引き続き必要なものと考えております。

それから、子どもの安全に配慮した環境整備として、依然として子どもへの声かけ事案が続いているということで、通学路などの安全確保は、学校だけではなくて、PTAさん、地元町内会さん、こういったところとの連携というのが引き続き必要なものと考えております。

なお、管理不全の空家につきましては、本計画の後に仙台市空家等対策計画に基づいて個別計画がつけられておりまして、こちらのほうでは計画期間前半の2年間の平成29、30年度を集中対策期間ということで、その解消に取り組みまして一定の成果はございましたが、その後の改善というのは、後ほどご説明しますが、ちょっと鈍化が見受けられまして、その対策を検討する必要があるものと考えております。

なお、犯罪リスクを低減させるインフラ、照明灯等、あるいは樹木の剪定、こういった部分については今後とも道路や公園の照明灯の整備、防犯カメラの設置支援などを引き続き行う必要があるものと認識をしております。

それから、資料としては飛ばしまして、参考資料1と参考資料2をご覧いただければと思います。参考資料1につきましては、全体の会議の中でもご報告をしておりますので、説明内容については割愛させていただきますが、前回と変わった部分といたしまして、参考資料1の1ページのところの検挙の人数については、グラフ等でも空欄になっただけだと思うんですが、こちらのほうが1,616件ということで数値が入りましたので、この分、資料としては事前修正で新しい内容に入れ替えさせていただいております。主な内容については前回と、ここ以外は変わらないということでございます。

それから、参考資料2でございます。これについては、前回の会議の中で、ほかの政令市さんの状況、あるいは当市の人口規模と似通った政令市での傾向ということをお示しするために今回補助的に一例としてお付けしたものでございます。

現在、政令市は20都市ございまして、その中で上から2番目が仙台市の状況でございます。人口1,000人当たりの発生件数といたしましては、刑法犯の犯罪件数が6.52ということで、順位としては9番目ということで、何と申し上げていいのか、可もなく不可もなくというか、そういう状況でございます。

現在、人口規模の中で、20都市の中で仙台市と近い都市というのはあまり見受けられなくて、あえて申し上げれば下から4番目の広島市さんが120万人ということで、広島市さんと比較すると刑法犯の合計人数としては7,000件強ということで、これについてはほぼ同様なのでございますが、右側から重点対象罪種合計の中身を見てまいりますと、例えば一番左端の車上ねらいというのが仙台市は428件あるという中で、広島市さんだと219件ということで、あと例えば多いものとしては仙台市では空き巣が305件となっておりますが、広島市さんでは142件と。忍込みが仙台では100件ですが、広島市さんは53件。こういったところが仙台では多い重点対象罪種と。一方で、例えば自転車盗が仙台市の場合だと1,312でございますが、広島だと1,803。あるいは自販機ねらいが仙台だと27件ですが、広島市さんでは128件ということで、こういった罪種については仙台市では少ないんですが、広島では多いと、こういった傾向がございます。

人口規模ですとか、人口の年齢構成、あるいはそういった車両、自転車の台数といったところで左右されることはあろうかと思いますが、仙台のほうだとどちらかというともいえないところに盗みに入るとか忍び込むとか、そういった類いの犯罪が多いのかなといった印象を受けたところでございます。他都市、ほかの政令市との比較については引き続き分析を進めまして、今回の改定時に何がしかの課題となるものはないかというところは十分検討してまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、(1)についての資料説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○金会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして委員の皆様からご意見などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○渋谷委員

1つだけ質問なんですけれども、資料1-1の10ページのところで、各区の安全安心街づくり推進協議会において取り組んだとありますが、これは各区で設置されているのでしょうか。できたんですか。そこをちょっと教えていただけたらと思います。

○市民生活課長

これについては、一応設置されたということで。

○渋谷委員

全区ということですか。

○市民生活課長

全区でということです。

○渋谷委員

全部。はい、そうですか。わかりました。

○金会長

ほかにございますか。

本日は説明事項が多いので、そのほかで改めて意見等ございましたらご発言いただきたいと思います。

## (2) 仙台市空家等対策計画の取り組み状況について

○金会長

では次に、(2) 仙台市空家等対策計画の取り組み状況について、事務局から説明をお願いします。

○市民生活課長

それでは、空家対策についてご説明を申し上げます。

資料については、資料2-1、2-2、2-3を使ってご説明をさせていただきます。

まず最初に、資料2-1についてでございます。空家等対策の実施体制でございます。

平成29年3月に、本市では冒頭申し上げたとおり空家等対策計画を作成いたしました。この計画に基づいて具体的な施策が進められているところでございます。先ほどの資料1-1の中でもお話ししたとおり、こちらの基本計画の中に空家の対策というところも含めておりますことから、本会議の中でもこの進捗についてご説明するところでございます。

資料2-1の中にございますとおり、計画の推進体制でございます。担当局といたしましては、上部真ん中ら辺にございますとおり、市民局、都市整備局、区役所等が担当しております。市民局については、どちらかという管理不全の空家に対しての除却ですとか、そういったところを中心に、都市整備局としてはそういった人が利用していない空家を利活用する、あるいは不動産の利用のほうにまた戻す、そういった対策などを行っております。また、区役所については、実際に空家で管理不全になりかかっている、あるいはなっているということで、ここが危険だというようなご紹介があったときに区役所のほうで行って対応すると、そういったすみ分けというところでございます。

庁内の会議といたしましては空家等対策庁内連絡会議などを開催いたしまして、課題の解決の協議ですとか進捗状況の確認を行っているところでございます。

また、この問題は仙台市だけの問題ではなくて、さまざまな専門家団体との連携が重要という考えのもとに、空き家対策ネットワーク会議というものを設けているところでございます。

(1) にございますとおり、専門家団体との情報共有、連携の強化を図るため、[構成団体・機関] にありますが、司法書士会、行政書士会、法務局等々、こういった専門家のいらっしゃる団体にご参加をいただいているところでございます。不動産関係団体と建築関係、それから老人福祉施設協議会や金融機関等にもご参加をいただいているところでございます。

また、このネットワーク会議におきましては、住宅活用検討部会というものを設けておまして、既存住宅の利活用に関するさまざまな問題についても協議をしているところでございます。

なお、進捗状況につきましては、庁内で取りまとめた後、本日、仙台市安全安心街づくり推進会議にご報告をしてご意見をちょうだいする、こういった仕組みとなっております。

続きまして、資料2-2をご覧くださいければと思います。空家等対策計画に基づく取り組み状況についてを取りまとめたものでございます。この計画は平成29年からの5か年計画というものでございまして、特に平成29年、30年は管理不全な空家の解消を重点的に進める期間としておりました。この資料は、平成29、30年に加えまして令和元年度までの3か年の実績、それから今年度の実施の予定等の今後の予定を取りまとめたものでございます。

まず、(1)所有者等による自主的な改善を促す施策の実施でございます。①でございますが、空家等への対応策をわかりやすくまとめたリーフレットを作成しまして、空家等の所有者に対する助言・指導に活用するところでございます。今後もその働きかけや出前講座等で活用していきたいと考えておまして、今年度も4,000部の印刷を予定しているところでございます。

②管理代行サービスのご案内でございます。所有者がご高齢あるいは病気等で、またお持ちの方が遠隔地にお住まいになっている、こういった場合ですと空家を適切に管理できないといった状況がございます。その管理を業者に代行を依頼して管理するというところで、そういった代行サービスが実際、今必要だという方がいらっしゃったら、このサービス提供というのは警備会社、あるいは不動産会社、あるいは便利屋さんと言われているようなもの、さまざまな方がさまざまな形で実施をしているというところがございます。この利用を考えたときに、どこにこういった形で相談をしたらいいのかというのがなかなかわかりづらいというところがありましたために、不動産関係3団体にご協力を得まして、どこに相談したらいいかといった窓口とかサービスの内容などを案内するチラシを配布してご案内しているところでございます。

また、③の空家の解体ローンを実施している金融機関の紹介でございますが、実際空家を解体するといった場合に資金面でなかなか払えないといったご相談も多くございます。そのために、解体に特化したローンの商品をご紹介しているところでございまして、市内に本店があります金融機関で今申し上げましたローン商品などをお知らせしているところでございます。

続きまして、1ページ末から2ページにかけてご覧くださいければと思います。④保安上危険となるおそれのある特定空家等の解体費の助成でございます。特定空家の中には管理不全で倒壊等の危険があるというものがございます。その場合、周辺への影響が重大なものについて、特定空家と市が認定し指導している物件がございます。平成29年度、30年度に限りまして、集中対策期間ということで、この特定空家を除却する際の工事費の助成となったものでございます。実績につきましては、平成29年度が25件申請で、そのうち仮決定したものが18件、実際補助の実施が決まったものが15件。めくっていただいて2ページ目でございますが、平成30年度は事前申請30件中仮決定が19件、補助実施が18件、こういった実績となっております。

令和元年度の実績がないのは、この補助事業自体がこの2か年だけで行われたものという状況がございまして、このためでございます。

なお、補助申請をして、補助の実施まで至っていないという部分につきましては、これにつきましても資金面等々の理由によって実際解体まで至らなかったもの、そういったご事情によって実際に工事の執行までいかなかったという状況がございまして。

今後、解体費の助成制度以外の部分で特定空家の解消につながる、あるいは設計検討につきましては、他の政令市の動きを、そういったものがあるのか勘案しながらさらに進んでいきたいと考えております。

⑤は総合相談会の実施でございます。これは複数の専門家に一度に相談できる機会を提供するということから実施をしております。相談員としましては、宅地建物取引士や司法書士、行政書士、建築士、税理士、法務局の方々、こういった皆様にご参加をいただいております。

平成29年度3回実施をして好評だったことから、平成31年度からは2か月に1回、奇数月に開催をしているものでございます。令和元年度も第1回から第6回、計6回の実施をいたしまして、53組の方にご利用をいただいたところでございます。ただ、新型コロナウイルスの関係がございまして、最後の第6回については5組ということで、残念ながらご参加いただいた件数が減っているところでございまして、本年度も本来であれば5月に実施をする予定でございましたが、緊急事態宣言直下ということもございまして、5月は実施を見送りました。第1回目を7月に開催いたしましたところでございます。こちらについては12組先着中11組の方にお越しをいただきましたが、やはり在仙の方を中心とした近隣の町村からご相談に見えられたという方が多い状況となっております。なお、相談に当たっては、消毒の実施ですとか、できるだけ換気などをして感染対策には十分に気をつけたところでございます。

なお、今後の総合相談会につきましては、流行の影響などもございますが、市政だよりに掲載して啓発するほか、昨年同様、市内の全町内会長宛てに案内チラシの配布を行ったところでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。 (2) 行政からの働きかけ、取り組みの強化でございます。

⑥の行政指導・行政処分手続のより具体的なルール化・運用でございます。管理不全な空家の指導については総合支所の担当課のほうで進めております。担当課としては、市民生活課職員がヒアリングや現地調査への同行を行うなど、課題を全庁的に共有して必要な対応や助言などを行っているところでございまして、毎月の進捗状況を集約して、進捗の管理や課題の把握等を行っているところでございます。

定期的な巡回相談、意見交換を実施するなど、手続を進める上での課題等については、他都市の事例も含めてマニュアル改訂も行っていきたいと考えております。

⑦でございます。相続放棄が行われることにより、相続人がいない状況が生じることがございます。こうした物件については、いわゆる相続財産管理人が選定されていれば、その方への働きかけを通じて空家の解消が期待できるところでございます。相続人が存在しない場合に、本市の税務部門において固定資産税の回収のために相続財産管理人の選定を行っている場合がございますので、そういった物件については税務部門にも照会を行って対策に活用していきたい

いと考えております。

それから、⑧の相続等に関する職員研修の実施でございます。こういった空家の相談に係る職員の資質向上ということで、令和元年度は宅地建物取引士を講師に迎えて空家の管理及び利活用、2月には建築指導課職員を講師にして建築規制の基礎知識の研修会、こういったものについて実施をしてきたところでございます。

また、お互いの持っている空家に対する改善事例の紹介ですとか課題の共有、こういったものを行って資質の向上にもつなげてきたところでございます。本年度も同様の取り組みを進めて、知識の向上や所有者特定手続の迅速化を図って、空家の解消に努めていきたいと考えております。

続いて、4ページをご覧ください。空家等の利活用の促進に関する事項でございます。空家の問題につきましては、管理不全に至ったものの問題解決、これが大きな柱の一つでございますとともに、空家等の利活用を推進する、こういった観点も重要なものと考えております。それによりまして、その利活用によって空家の発生を抑制していくということが大事なのかと考えております。

(1)の利活用に関する相談体制の充実といたしまして、2-1でご説明したとおり、空き家対策ネットワーク会議により、住宅活用検討部会において利活用に関する相談体制の構築の必要性について協議を進め、部会を構成している専門団体と協定を締結いたしまして、平成30年度から利活用に関する相談に対応しているところでございます。

また、②の地域の主体的な取り組みに対する支援策の検討でございます。地域主体のまちづくりの取り組みを進めている地域ですとか、ご高齢の方が多く集まる施設などにおいて住宅活用セミナーと啓発をあわせた相談会を実施したところでは、令和元年度では太白区の統計調査員協議会会員さんを対象にセミナーを行わせていただいたところでございます。

それから、(2)流通促進に関する情報提供でございます。

③の既存住宅の一定の質の確保でございますが、その質、耐震性も含めて、質がどういったものかといったことを確実に明らかにすることが流通促進に寄与するということでございまして、国でもさまざまな制度を導入しているところでございます。これについて、各種の住宅活用セミナーや関連イベントなどにおいて情報提供を行っていくとともに、住宅の耐震化の取り組みについても継続して実施をしていきたいと考えております。

5ページのほうにお進みください。④の空家やその跡地の流通を促す税の特例措置の周知でございます。国では、こういった相続した空家の流通を促進するために、譲渡所得特別控除制度を設けております。相続の発生によって空家となった土地や建物を譲渡したときに、3,000万円までの控除を行うというものでございまして、本市の事務としては物件の相続によって空家となったということでの証明書を発行しております。この確認の証明書につきましては、平成29年度が94件、平成30年度が125件、令和元年度が122件ということで、最近、この証明書をお求めになる方のご相談が増えているところでございます。これまでは被相続者が亡くなるまで一緒に住んでいるということが条件でございましたが、老人ホーム等に入居している場合もこの控除の対象となりますこと要件の緩和がされましたことから、そういった変更点なども踏まえて広く周知を行っていきたいと考えております。

大きな3の空家等に関する啓発及び適切な管理の促進に関する事項でございます。

①の管理不全な空家等が多い地域、あるいは②の地域や関係団体との連携につきましては、先ほど説明をいたしました、6ページのほうをご覧くださいと思います。③の各種広報や出前講座等の実施ですが、ホームページへの情報の掲載やさまざまなチラシの配布、あるいは河北新報社主催の仙台圏・空き家問題対策セミナーといった機会を捉えて周知を行ってきたところございまして、今後もこれらを積極的に取り組んでいきたいと考えております。

(2)の狙いを定めた働きかけや相談体制の充実でございます。

④の初期段階からの働きかけの実施ということで、各区役所の戸籍住民課においては、死亡届が出されたときに、今後の手続を一覧化したものをチェックリストとしてお配りしているところでございます。管理不全な空家がなかなか問題が解決しないときの一つの要因に、相続の手続がなかなか速やかに行われずに、結果として複雑化してしまったと、こういったことも少なからず見受けられることから、それをなるべく早く行えるようにチェックリストをご案内しているところでございます。

また、施設に入居する、あるいは高齢に伴ってさまざまな病気になることで建物管理自体が難しくなってくるということも見受けられますことから、老人福祉施設協議会の会員施設や地域の包括支援センターに先ほどの空家対策のリーフレットを配布したり、施設関係の研修会にお伺いしてこの問題のお話をさせていただいたりしているところでございます。研修会の実施先としては、民生委員さんや施設協議会、コミュニティーソーシャルワーカー会議、こういったところをお願いしているところでございます。今年度も引き続きこうした施設や団体さんと連携をとりまして、周知啓発を図っていききたいと考えております。

⑤の時季を捉えた注意喚起の実施でございます。雑草や樹木の繁茂によって管理不全になっている、こういった事例が空家では多々見受けられるところございまして、こういった解消をしても、また放置することでまた翌年度には繁茂しているという状況がございますので、一旦改善したものについても、今年度も適切な対策を講じていただけるよう、引き続きこの辺の注意喚起を図ってまいりたいと思っております。

最後に、資料2-3をご覧くださいと思います。これは、空家等への対応状況及び成果目標に対する改善の実績についてまとめたものでございます。

大きな1番の改善すべき空家の案件数に対する年度別改善状況については、3か年のものを表示しているところでございます。平成29年度は特定空家とされたものの対象は47件ございました。そのほかに、特定空家以外で管理が十分ではない空家としまして412件。合わせて、右端にありますように459件の物件が取り扱った件数でございます。この47件のうち、太字で書いてありますとおり、改善が21件ございました。年度末には、差し引きまして26件が未改善ということで、翌年度に引き続き対応したという形になっております。特定空家以外のほうにつきましても、同じように412件中182件の改善がなされ、未改善が230件ということで、これを翌年に引き続き改善した中身になっております。

令和元年度、平成31年度につきましては、そういった取り組みを行った結果、年度の対象としては特定空家が33件、改善が4件、未改善が29件。特定空家以外については355件ありまして、改善が131件、未改善が224件ということで、年度としては対象が388件中改善が135件、未改善

で引き続きやるというものは253件というような中身となっているところでございます。ご覧のとおり、太字の改善の中で特定空家の改善件数4件ということになっております。空家の説明の中で申し上げたとおり、平成29、30年度につきましては除却の補助制度が重点対策期間ということで設けられておりましたが、平成31年度はそういった制度がございません。そういった影響もあってか、改善の件数は若干鈍化してしまったといったところがございます、これらの部分について引き続き対応を進めていきたいと考えております。

それから、下のほうにつきましては、各年度ごとの進捗状況をまとめたものでございます。進捗状況の具体的な実績等について報告させていただきますと、表の中で助言指導の未と書いてあったり助言指導済と書いてあったり、結構網がかかって見づらいところがありますが、助言指導未となっておりますのが区役所等で助言指導まで残念ながら至らなかったもの、助言指導済については助言指導までは行ったものということ、あるいは勧告まで行ったもの、こういった中身で分類をしているものでございます。

裏面のほうをご覧くださいと思います。大きな2番の成果目標についてでございます。目標値といたしましては2つの大きな目標がございます、5か年の数値目標として、特定空家等の改善件数を55件、特定空家等以外の改善件数500件となっているのが5か年間での成果目標。それから、平成29年、30年の集中対策期間におきましての目標としては、特定空家等の改善件数40件、特定空家等以外の改善件数250件が目標となっているところでございます。

成果目標に対する改善状況の表にございますとおり、まず、平成29年度、30年度の実績について、これは既に終了しておりますが、集中対策期間中に特定空家等について46件、それ以外については349件の改善ということで、そちらの集中対策期間の目標については既に達成しているところでございます。

下の表の5か年の成果目標の現在の状況でございます、平成29年から令和元年度まで、特定空家のほうの改善件数が50件、特定空家以外の改善が480件ということで、今年度はつまり5年間の達成なので、残る必要な改善件数として、一番下のところがございますとおり、特定空家が5件の改善、特定空家以外が20件の改善が必要といった状況になってございまして、何とか目標値は達成できそうなのかなというふうには見込んでいるところでございます。

空家に関する説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○金会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問及びご意見などがございましたらお願いします。佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

佐藤と申します。今までのご説明の中で資料2-2の1の特定空家等の解体費の助成制度が平成30年度終了ということなのですが、これからその解消のために助成金をやっぱり続けていただきたいというのが、高齢化も進んでおりますので、そういうところもぜひ検討していただきたいなと思っております。

○市民生活課長

今回、平成29、30年を重点的に行ったというのは、やはりこの機会を捉えまして、早め早めに特定空家にならないように解消してほしいというのが市のほうの考え方でございまして、あともう一つは、言葉は悪いんですけども、何もしないでいるうちに関係が悪くなった後に市が税金を取りにきて補助をするということが、一生懸命ちゃんと管理をされているほかの空家の所有者の方と比較したときに果たして適切なんだろうかと。そういった議論もあって、この2年間でまずやってみましょうということとさせていただいたところでございます。ただ、今、委員おっしゃっていたとおり、高齢化が進んだり、なかなか気持ちがあるんだけどままならない、あるいは先ほどローンのお話をご説明させていただいたとおり、やはり解体するには非常にお金がかかると。前みたいにただ壊して終わりじゃなく、今、解体するときに分別して解体するといったことで人件費等もかかり解体するにも一定のお金が必要だと、そういったこともありますので、そのことについては今回の実績の結果なども踏まえながら、空家の部会のほうで、その部分は今後の解体についてはやっぱり除却の制度を復活させたほうがいいのか、あるいは別の方法はないかという部分は十分検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

○金会長

ありがとうございました。

○渋谷委員

質問をお願いしたいんですけども、ちょっと教えていただきたいんですが、資料2-2の3ページの⑦のところ、相続人の不存続というところがございますよね。令和元年度までの実績の中で、相続人の不存続が判明した案件について、対応状況を照会して空家対策に活用したとございますけれども、相続人がいない、登記がされていないというときには、実際はどういうことになるんですか。法的にはどういうふうなことになるか、ちょっと教えていただけますか。

○市民生活課長

完全に誰も相続する方がいらっしゃらないとなれば、最終的には国庫に納入されるというのが正しいやり方だと思うんですが、残念ながら、こういうような状況になる方の多くは、例えば親戚がどこに住んでいるのかもよくわからないとか、戸籍で追っかけたこともないとか、そういった状況の方が多い。あるいは、ご家族で親戚は知っているんだけど、あそこの親戚とは昔けんか別れしてしまってもう何十年も会っていないと。だから皆さん一堂に会してこの物件に関して相続をどうしましょうとかというお話し合いができなくなっているんです。そういうご相談です。実は7月のときに相談会をしたときに、そういうようなお話があって、いらっしゃった方は少しはまずいのかなと思って足を運んでくれたんですけども、聞くところによると、実際にそこには全然住んだこともなくて、親戚としても、例えば直系の方ではなくて、お兄さんの娘さんとか、さらにその娘さんみたいな、2代3代ぐらいまで離れてしまっている。こういったのが状況としてございましたので、やはりそういった案件が増えてきているという

ことでありますので、国のほうでもこういった相続に絡んでいつまでも解消されない空家の問題については何らかの法体制というか、システムが必要だろうということで今検討を進めているところなので、そういった中身を今度注視しながら、これは仙台だけではなくて、全国どこでも起こり得るような話なものですから、そういったことで新たな政策が出たら周知をして、うちのほうでも活用できるのかなと思っています。なかなかこの相続が決まらないというか、誰にこちらも、市の側としてもどこにアプローチしたらいいのか、ちょっと決めかねているというような案件も一定数、この空家の問題の中ではございます。

○金会長

ありがとうございました。

### (3) 安全安心街づくりに関する市民意向調査結果について

○金会長

それでは、次に(3)安全安心街づくりに関する市民意向調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○市民生活課長

資料のほうとしては、資料3-1と3-2がございまして、3-2のほうは、調査を全部まとめたものの報告書になりますので、こちらは後ほどご高覧いただければと思います。

資料3-1のほうをご覧いただければと思います。この基本計画を改定する際には、例年春にこの安全安心街づくりに関する市民意向調査というのを実施しております。今年度も実施をいたしまして、市内に在住している18～89歳の男女2,000人の方にアンケートを送りました。回収率としては51.4%で、半数の方からご回答をいただいたところでございます。

この意向調査における市民の意識というのが大きな2番から下に書いているところでございます。内容は、申し訳ないのですが、かいつまんでご説明させていただきますと、太字にございますとおり、犯罪が発生する可能性については、市民の皆様、高くなったと感じている方の割合は7.9ポイント減少したところでございます。一方で、変わらないですとか低くなったと感じられた、これの割合は上昇といったような状況でございます。

高くなったと心配されている方の理由としては、やはり犯罪が多様化したり巧妙になっていると。特にインターネット犯罪とか振り込め詐欺、こういったものが増加だと。あるいは不審者が多くなったように感じる、こういったようなところが上位となっているところでございます。日常的な身近な犯罪としては、悪徳商法や詐欺、あるいは高齢者が被害者となる犯罪、こういったものが多いと。あと、地域で犯罪の発生を招くものということで不安なこととして、やはり道路や公園の暗がり、見通しが悪い、こういったところ、あるいは先ほど出た空家の問題、廃屋、こういったところがあると。そういうところが上位となっています。

地域の防犯対策としては、防犯力を高めるために何が必要な取り組みかというのは、やはり児童の登下校の際の通学路の見守り、あるいは暗がり等の危険箇所の点検、夜間のパトロール、

こういったものが防犯対策として必要だと。

あと今回、改めて防犯協会について知っていますかということを設定とさせていただいたところ、名前を知っている、活動内容まで知っているというのは9.6%で、知らないという方が約6割ということでした。

めくっていただいて、2ページにありますとおり、なかなか知っていただけていないなど。ただ、一方でこの設問のように防犯活動の必要性ということを確認しましたところ、やはり必要だという方が9割で、そのうち、機会があれば参加したいという方が45%ほどいらして、こういった若干ミスマッチになったところもあるのかなと思っています。こういった形で参加すれば、地域の方に知り合いが増えたとか、連帯感が深まるといったようなお声もいただいたところでした。ただ、防犯活動は非常に必要だと思う一方で、参加者の人数維持とか、あるいは行政や学校なんかと連携がちょっとまだ足りていないんじゃないかと、そういった課題を挙げられた方が多かったです。

あと行政や警察に対して望む声としては、防犯灯や街路灯の整備ですとか、犯罪状況に関する情報提供、こういったところが多くなっています。

あと迷惑行為としては、空き缶・ごみのポイ捨て、あるいは自転車の走行マナーの悪さ、こういったようなところが上位になっているところでした。

細かい部分については、後ほどグラフにございますので、調査結果の抜粋をご覧くださいと思います。ちょっと駆け足になってしまいましたが、市民意向調査の結果については以上でございます。

#### ○金会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問及びご意見などがございましたら、願います。よろしいですか。

この後の次期基本計画策定に関する意見交換等のところでも、今回の調査は、かなりの部分と関係性があると思いますので、その辺でまたご発言していただければと思います。

#### (4) 計画改定スケジュールについて

#### ○金会長

では次に、(4) 計画改定スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

#### ○市民生活課長

資料としては、資料4-1と4-2、そのうち資料4-1のほうをご覧くださいと思います。

ご説明申し上げてきましたとおり、基本計画については今年度が現計画の最終年度ということですので、今年度中に次期の基本計画を取りまとめるということがございます。

資料4-1の左側にありますとおり、例年ですと2回の推進会議を行っているところですが、今年度は4回の開催を行いたいと考えております。今回が8月第1回ということ

でございます。次回は第2回の10月ということで、ここで現状と課題の整理ですとか、基本計画の方向性といったものをご検討いただきたいと考えておりました。11月に中間案の検討といったところに進みたいと考えております。最後に、2月に第4回の推進会議を行いまして、その中身はパブリックコメントの結果ですとか最終案の調整といったところをいたしまして、3月に最終的に新基本計画を決定しまして、4月から次期の基本計画を実施という流れで考えております。

右側のほうには、事務局といたしまして、推進本部会議というのもこれにあわせて4回実施を考えております。これは市のほうの局長クラスの方が入っての会議ということでございます。

なお、この中間案が11月にできた後の12月一か月をかけて市民の皆様にはパブリックコメントを実施したいと考えております。また、11月に中間案の検討と並行いたしまして、基本計画に関係する町内会ですとか防犯協会さん、警察、そういったような関係団体との意見交換も行いまして、そういった方々からのご意見といったところも最終的な計画に反映したいと思っております。

今年度の計画改定に向けてのスケジュールについては以上でございます。

#### ○金会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問及びご意見などございましたらお願いします。

### (5) 次期基本計画策定に関する意見交換

#### ○金会長

では次に、(5)次期基本計画策定に関する意見交換です。

資料等ございませんが、これまでの議論等を踏まえて、委員の皆様からご意見をちょうだいしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。伊藤委員、よろしくお願いします。

#### ○伊藤委員

仙台市PTA協議会副会長の伊藤です。よろしくお願いいたします。

今年度、仙台市で仙台市内の小学生、中学生、児童にタブレット1人1台ということが決まったかと思います。こういうコロナ禍ですので大変有意義なことだと思います。時代の流れもありますし、そういうことを考えますと、より一層、中学生は相当スマホやタブレットを現状でも利用していると思いますが、小学生にもどんどん家庭でも普及していくことになっていくと思います。そうすると、今、子どもを対象にしたそういうスマホやタブレットを介した犯罪や詐欺的なことも含めて、またそれも増えていくのではないかなと思ひまして、そういうことも必要、子どもたちを守るという意味で必要な措置だと思いますので、何か今後の対策等を盛り込んでいただければいいなと思います。

以上です。

○市民生活課長

今、委員からご指摘のあった部分、最近ですと、子どもに限らず、SNSを使った誹謗中傷みたいなことでお亡くなりになる方が出たりとか、あるいは従前から言われているとおり、小さいお子さんたちがネット、我々大人以上に使い方を熟知していて、見も知らない大人の人とネットを介していろいろつながっていることによって犯罪に巻き込まれたり、あるいは詐欺みたいなのでお金を取られたりというような案件、これに対しての対策というのはやっぱり必要だと考えています。

今回タブレットの話を市教委のほうで整備をするというお話でしたけれども、最近ですとスマートフォンに限らず、ゲームの機能の中で通信機能があって、それでやり取りをしていたみたいな話も聞いておりますので、そういった大人も子どももSNSに関連した迷惑行為とか犯罪といったものに取り組んで、うちのほうでもこの今回の計画改定の中で考えていきたいなと考えております。ありがとうございます。

○金会長

ほかにございませんか。田中委員、お願いします。

○田中委員

私からは、事業者との連携についての状況について質問させていただきます。

例えば今回の防犯の調査の結果でも、参加者の高齢化が進んでいて参加ができないといった、とても宮城県内いろいろなところで聞く話ではあるんですけども、こういったときに各地のグループと連携してパトロールができないかといったことですか、先ほど管理の代行サービスのところでも警備業や不動産の方との連携というのがありましたけれども、事業者間との連携、警備会社と不動産会社の間での連携がどのぐらいあるのかとか、こういった部分について状況を教えていただきたいと思います。

○市民生活課長

すみません、手元に資料がないのであれなんですけれども、地域での自主的な防犯活動がなかなかままならなくなっているという部分は、やはり町内会でのそういった後継者不足とか参加していただく方が少なくなっているという話で、それと同様の全国的な話になっていると思います。その部分については、言葉は悪いんですが、できる範囲で、本当に昔からやっているのをやめられないんじゃないかということ、苦しい人数でずっと同じことをなさっているところも、そこもちょっと考えなきゃいけないところがあります。

あと、今おっしゃったとおり、民間さんの異なる業種、不動産とか警備業との連携といったものの関係については、まだ我々のほうで具体的に何かという部分はございませんけれども、そういった部分についての取り組みというの、ほかの他都市の事例なんかも参考にしながら、取り入れられるものは取り入れられるように検討を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

## ○金会長

ほかにございませんか。まだ多少時間がございますが、いかがですか。

## ○渋谷委員

それに関連すると思うんですけども、こういう防犯活動が行われているとか、それから安全の対策をしている部署が仙台市にあるとかというのをご存じないんですけども、聞いてみるとそれはいいことだとか必要だとか、それからやってみたいという方がいらっしゃるといことが資料3-1に書いてありましたけれども、そこがすごく大きなポイントだと思うんですね。そういう人たちをできるだけ参加してもらうのに、同じようにリーフレットやパンフレットで呼びかけてもあまり変わらないのかなと思うので、それは今おっしゃったように、いろんな職種にまたがって連携をとるといことが今の時代はすごくおもしろくできるようなところじゃないかなと思うんですね。例えばタクシーの運転手さんとかがいつも回っているとか、それからごみを収集している人だとか、それからバスの運転手さんだとか、毎日の通勤にどこからどこまで歩いている人とか、通勤にバスを利用している人とか、そういう人たちから何か意見を収集しやすいようなものを、ちょっと今具体的にはすぐは思いつかないんですけども、そういうことを考える何かをつくって、そして考えていくと、案外こういう情報というのが網羅されてくるということ、情報がすごく大事だと思うので、その情報が網羅されてくることによって何か新しい事実がわかったり、また、新しい方策とか、そういうこともわかってくるかもしれないので、その辺のところを意識した何か対策というのをぜひお願いしたいなと思います。

## ○市民生活課長

意向調査で参加をしてもいいですという方がおられたというふうに、一方でこんなに参加したい方がいるのがちょっと意外な部分もあったんですけども、細かく言うと、曜日の関係とかお勤めしていたりとか、できる時間帯が限られているので、やっぱり日中子どもの見守りはちょっとサラリーマンはできないですというのがあるので、その中でもご協力いただける部分がどこなのか、どの時間帯なのか、そういったところについてももう少し突き詰めていければなと思います。

あと、今でも店舗さんとかで子どもが何かあったときに駆け込んでいただけるシステムだとか、あるいは去年ちょっとご紹介しましたけれども、ごみ収集車に特殊詐欺とか架空請求に気をつけましょうということで、いろんなところに網を広げて、どこかでそれを見ていただいて、犯罪に巻き込まれないようにしていただくという取り組みというのは重要だと思っています。我々が知らない、いつも決まりきった団体さんに聞くんじゃなくて、ほかの団体さんがこういった犯罪とか迷惑行為についてどういうふうに思っているのかというのを意見を聞く機会、どういうふうにすればできるかというのはいちよつと考えさせていただきますけれども、幅広く、我々の気づかないところでそういう犯罪の芽みみたいなものを気になさっているところがないのかという部分についてはご意見を聞けるように何とか考えたいと思います。ありがとうございます。

○金会長

ほかにございますか。伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

今後、学校と地域がもっと深くなっていったようなコミュニティ・スクールというものになってくるといふふうに伺っているんですけども、まさに学校やPTAだけじゃなくて地域と一体となって活動していくというふうに伺っておりますが、この安全安心街づくりの部分とそういう地域のコミュニティ・スクールの連携があるのかどうか。もしあるんだとすれば、どのような形でリンクしていく予定なのか、何となく教えていただければと思います。

○市民生活課長

私も前職が地域政策課にいたものですから、町内会さんとかの絡みで、町内会長さんが忙しい忙しいという中で、学校のコミュニティ・スクール構想があって、とにかく学校さんと連携をしてやってくださいという話が教育局さんのほうから強く求められていて、いい意味で地域と学校が連携し合って非常に交流が深まると見られていることで、冒頭、局長からも説明がございましたとおり、地域で一番やってほしいことって何なんですかといったときに、防犯のことというのは誰もがやっぱり心配で、よくなってほしいなというところだと思うんですね。その中で、コミュニティ・スクールの話の中で、この防犯とか迷惑行為の部分、どういうふうに感じられているのかとか、あるいはそういうところを学校のサイド、学校側で地域に対して気をつけてほしいとか心配していることなんですよということを肌で感じている部分をお伺いさせていただいて、どうしても学校さんを中心にしていきますと、教育局さんのほうの話が中心になってくるところもあろうかと思うんですが、それ以外の部分でちょっと教育委員会のほうで対応が難しいような分野の中で我々のほう、あるいは他局のほうでお手伝いできる部分があるか、計画の中で探っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○金会長

ほかにございますか。相澤委員、お願いします。

○相澤委員

相澤でございます。ふだん中学校とか小学校で防犯活動をしているところは多いんですけども、今年の2月に、乳幼児の親子さんってなかなか安全面とか、いろんなSNSとか、わかっているようでわからない、知識を得る機会が少ないんですね。なので、児童館と協力して、若林署の生活安全課の代表に来ていただいて、そういった安全の教室を開いたんですけども、SNSの問題とか、小さい子の写真とかよく上げたり、あと道路上での声かけ事件とかも、乳幼児を狙った犯罪もすごく多いので、知るいい機会になったとアンケートとかいただいたんですけども、学校とか幼稚園とか入ったりしていると防犯活動とかそういう機会も多いんですけども、乳幼児の親子さんにもちょっと広げていただけたらありがたいなと思います。

#### ○市民生活課長

教育機関とか義務教育になる前ということですよ。やはり小さいお子さん、それぐらい小さいお子さんだとSNSというよりは、お子さん自体じゃなくお母さんがそういうところを使って巻き込まれるということはあるかと思しますので、そういった部分、さらに低い年齢層の対応というところについても親子で何かフォローするみたいな形にする部分については、児童館の方でそういう対応をしたりとかしていますので、そこにあわせて何かできないかということを検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

#### ○金会長

ほかにごありますか。いかがですか。

#### ○安住委員

質問というよりは要望という形です。今年度、青葉まつりをはじめとしまして七夕まつり、それからジャズフェスと、人が集まるイベント、全て中止となっております。これはコロナの感染拡大を防ぐという意味で主催者が判断をしたとなっておりますが、ちょうど10月末ですと、今度はハロウィンというお祭りがありまして、これは中心部を中心に人が密になるイベントでございます。このハロウィンというイベントなんですが、主催者がいないお祭りということで、中止をするということがなくて、これは出てくる人たちが勝手に出てくるということであります。そうしますと、相当な密状態になりますし、また未成年の方は仮装をして街中を練り歩くという、いろいろな方面から非常に懸念をしております。ですから、ぜひ仙台市さんからも広報で、あまりハロウィンを華美にしないような何か広報をしていただいて、例年よりは抑えたお祭りになるよう望みたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

#### ○金会長

ありがとうございました。ほかにごありますか。

会長である私のほうからも発言させていただいてよろしいでしょうか。

今回、市民意向調査をまとめていただき報告書になったわけですが、こちらの報告書、資料3-2をみまして一つ思ったのですが、末尾のほうに自由記述の部分がありますね、47ページ以降の。今回、2,000名の方にアンケート調査を実施して、半数の方から回答頂いたわけですが、その中でも、非常に意識の高い方がここに自由記述されていると思っておりますので、このような意見というのは非常に私は貴重だと思いますので、この意見はきちんと今後生かしていただければと思った次第です。

それと、以前、内閣府の市民生活の意識調査等をみたときに、人間関係が難しくなったということが大きく捉えられておまして、その要因の中で、特に「地域のつながりが希薄化している」とか、「人間関係をつくる力が低下している」。それから、核家族化とか親子関係の希薄化ということなど、この辺をかなり重視していますので、次期基本計画や今日お話しした

いた中にもそういった部分に関わる要因が非常に多いと思いますので、お考えいただければありがたいなと思います。以上でございます。

ほかにもないようでしたら、その他に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

### 3 その他

#### ○金会長

以上で予定された協議は終了し、その他に入らせていただきます。

委員の皆様や事務局から何かございますか。

#### ○市民生活課長

事務局からは特にございませんが、次回の日程につきましては、また事務局のほうからご連絡をとらせていただいて、調整の上、ご報告したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○金会長

委員の皆さんからは何かございますか。

何もないようでしたら、これにて議事は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、まことにありがとうございました。

### 4 閉会

#### ○市民生活課主幹兼市民生活係長

金会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会とさせていただきます。皆様、長時間にわたりましてご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

令和2年8月4日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長

金 政 信

署名委員

佐々木好志